

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人生き活き館（以下、「この法人」という。）の定款第八条及び定款第二条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第一五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、岡山市北区春日町九番五号を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員については、報酬等を支給する。
- 3 非常勤役員の報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 4 評議員の報酬については、定款第八条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等、その都度支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員及び評議員の報酬等の額は、次のとおりとする。

(1) 役員

ア 報酬は、別表第1「役員の報酬の上限額」のとおりとし、理事会において定めるものとする。

イ実施に応じて通勤手当を支給することができる。支給額については、職員給与規程の例による。

ウ 退職手当及びこれに準ずる手当は、支給しない

(2) 評議員

報酬は、別表第2「評議員の報酬」に定める金額とする。

(支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、理事会で定めるものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、出席等の都度、支給する。なお、理事長（※理事長が非常勤の場合）に対する報酬の支給時期等は、評議員会において別に定めるものとする。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途、定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年5月15日から施行する。

この規程は平成30年5月24日から改正し、施行する。

[別表]

別表第1 役員の報酬上限額

年間で1,500万円

名称	報酬	条件等
理事会出席	11,137円	都度
役員業務報酬	20,000円	日額の上限とする
理事長報酬	1,200,000円	月額上限とする
常勤役員報酬	報酬	条件等
1号	100,000円	法人職員と兼務し、職員給与が支給されている理事についてはこの規定を適用しない。 在任年数、経理状況により定める。
2号	150,000円	
3号	200,000円	
4号	250,000円	
5号	300,000円	
6号	400,000円	
7号	500,000円	
8号	600,000円	
9号	650,000円	
10号	750,000円	
11号	850,000円	
12号	950,000円	
13号	1,000,000円	
14号	1,100,000円	
15号	1,200,000円	

別表第2 評議員の報酬

名称	報酬	条件等
評議員会出席	11,137円	都度
評議員業務報酬	20,000円	日額の上限とする